



目次

告 示	ページ
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○保安林の指定予定の通知 (2件) (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (2件) (")	2
公 告	
○ふぐ処理師試験の実施 (食品・衛生課)	2

告 示

高知県告示第538号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
令和2年7月7日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
市町村消費生活相談件数等調査
- 調査の目的
県内の消費生活に係る相談状況をとりまとめ、その実態を把握し、県及び市町村において消費者の被害防止への対応を検討するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
団体
 - 属性
県内の市町村及び幡多広域市町村圏事務組合
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
 - 消費生活に係る相談件数
 - 消費生活に係る相談区分等の相談情報
 - その基準となる期間
四半期ごと
- 報告を求める者
 - 数

- 34市町村及び1事務組合
 - 選定方法
全数
 - 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県から報告者に直接報告を求める。
 - 調査方法
電子メールによる調査
 - 報告を求める期間
 - 調査の周期
四半期
 - 調査の実施機関
毎年度7月1日から同月20日まで、10月1日から同月20日まで、1月1日から同月20日まで及び4月1日から同月20日まで
- 高知県告示第539号**
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和2年7月7日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
宿毛市小筑紫町伊与野字古越2345の1、2346の1、2346の2
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字古越2345の1（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第540号**
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和2年7月7日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市山路字中畝山2347の14
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中畝山2347の14（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第541号**
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和2年7月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年7月7日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 宿毛津島
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町楠山字弘島山425番1地先から宿毛市橋上町楠山字弘島山1161番3地先まで	前	11.6 }	298
	後	14.2 }	
宿毛市橋上町楠山字弘島山425番1から宿毛市橋上町楠山字弘島山1161番3まで		44.5	298

高知県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年7月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡小浜字ウバタキ616番1	前	14.0 }	19
	後	37.9 }	19
		46.6	

高知県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年7月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新改停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町東川字ミスミ川口2174番から 香美市土佐山田町東川字ミスミ川口2169番2まで	前	6.7 }	34
	後	8.4 }	
		6.7 }	34
		36.5	

高知県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年7月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市鏡小浜字ウバタキ616番1	19	令和2年7月7日

高知県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年7月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸中インター
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市矢ノ丸四丁目712番1から 安芸市矢ノ丸四丁目617番1まで	50	令和2年7月7日

公 告

ふぐ取扱い条例（昭和36年高知県条例第34号）第11条第1項の規定により、令和2年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。

令和2年7月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の期日
令和2年10月18日（日）

- 2 試験の場所
高知市南久万58-1 RKC調理製菓専門学校
- 3 試験科目及び時間
 - (1) 筆記試験（午前10時から） 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規
 - (2) 鑑別試験（午前11時30分から） ふぐの種類及び部位の鑑別
 - (3) 実技試験（午後1時30分から） ふぐの処理の実技
- 4 受験の手続
県所定の様式による受験願書1通に写真（申込み前3月以内に、無帽で正面向きの上半身を無背景で撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月を記載したもの）1枚を添えて提出すること。
- 5 受験手数料
5,280円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。）
- 6 受験願書の受付期間
令和2年9月7日（月）から同年9月18日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。
なお、郵送による場合は、令和2年9月18日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受験願書の提出先
 - (1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所（当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所）
 - (2) 県外居住者は、高知県健康政策部食品・衛生課（高知市丸ノ内一丁目2-20）
- 8 合格者の発表
令和2年10月30日（金）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- 9 その他の注意事項
 - (1) 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。
 - (2) 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持って午前9時50分までに試験会場に集合すること。
 - (3) 不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。